

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
2月23日  
(金曜日)

## 目次

告示  
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所  
(森林整備課)……………

道路の区域の変更(道路整備課)……………

道路の供用の開始(道路整備課)……………

換地処分の届出(都市計画課)……………

細江地区12街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可(住宅課)……………

公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………

土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)……………

県営三見河内地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………

県営長門地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………



### 山口県告示第八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第一百八十九条の規定によりその通知の内容を揭示した。

その要旨及び揭示場所は、次のとおりである。

平成十九年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

### 一 通知の内容及び要旨

指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所	周南市大字高瀬字大浴二二二の一	大字 山字田床三三九二	三九二	三九三	三九三	周南市役所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施設要件	森林所有者又は登記した権利を有する者
	水源の養	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度並びに植栽の方法、樹種	重永 今子	氏名又は名称				

### 山口県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年二月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 萩津和野線  
道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)	備 考
萩市大字片俣字横大道一八四二の六地先から阿武郡阿東町大字嘉年下字和田六九の四地先まで	旧	最狭 四一・五	五、九〇九・八	
萩市大字片俣字横大道一八四二の六地先から阿武郡阿東町大字嘉年上字なめきわ三四三四の一地先まで	最狭 五九・〇〇	四、四四四・五	一般国道三一五号の道路の区域(重用)	

及び阿武郡阿東町大字嘉年上字なめきわ  
三四三四の一地先から  
同郡同町大字嘉年下字和田六九の  
四地先まで  
新  
最狭  
七八・〇〇  
二六四・〇  
道路改良工事の完了による。阿東町道なめきわ線の道路の区域

山口県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年二月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月二十三日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
萩津和野線	阿武郡阿東町大字嘉年上字なめきわ三四三四の一地先から同郡同町大字嘉年下字和田七四の二地先まで	平成十九年二月二十四日

山口県告示第八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、小郡都市計画事業小郡駅前第三土地区画整理事業施行者山口市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があつた。

平成十九年二月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日  
平成十九年一月二十六日
- 二 換地処分の内容  
平成十九年一月十五日認可された換地計画のとおり

山口県告示第八十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき、

細江地区12街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成十九年二月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 第一種市街地再開発事業の名称  
細江地区12街区第一種市街地再開発事業
- 二 施行地区  
下関市竹崎町四丁目の一部
- 三 事務所所在地  
下関市中之町九番七号
- 四 施行認可の年月日  
平成十六年八月二十四日
- 五 施行者の名称  
下関コアビル株式会社
- 六 事業施行期間  
平成十六年八月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
- 七 変更の認可の年月日  
平成十九年二月二十三日



(八五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年四月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課、山口県萩県民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあつた年月日  
平成十九年二月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 NPO萩観光ガイド協会  
 代表者の氏名 児玉 明  
 主たる事務所の所在地 萩市大字呉服町一丁目三三番地二  
 三 定款に記載された目的  
 萩を訪れる観光客に対して、市民及び行政と協働して萩における「おもてなし」の核を担う観光ガイドの充実を図る事業等を行い、観光客の満足度の向上及び萩における「おもてなし」の推進を図り、もって萩の観光の更なる発展に寄与すること。

(八六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成十九年二月二十三日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十九年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク三田尻店  
 所在地 防府市大字新田一ー一の五  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 株式会社丸久  
 住所 防府市大字江泊一九三六  
 三 変更に係る事項の概要  
 所 代表者の氏名  
 倉重 雅之

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 ダイキ株式会社	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	山下 雄輔		佐藤 一郎

四 届出年月日  
 平成十九年二月七日  
 変更年月日

平成十八年十一月二十二日

(八七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成十九年二月二十三日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十九年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 シーモール下関ショッピングセンター  
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の二  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 株式会社下関大丸  
 住所 下関市竹崎町四丁目四番一〇号  
 下関商業開発株式会社 " " 八号  
 三 変更に係る事項の概要  
 所 代表者の氏名  
 平井 健二  
 吉田 実

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
有限会社京菓堂	有限会社京菓堂		
株式会社山石屋	株式会社山石屋		
谷口祐梨央	谷口祐梨央		
株式会社マリアアマリアコーポレーション	株式会社マリアアマリアコーポレーション		
株式会社中野書店	株式会社中野書店		
亀田 大輔	亀田 大輔		
谷口 高志	谷口 高志		
有限会社ユニテッドネイション	有限会社ユニテッドネイション		
春野 祐介	春野 祐介		

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ヨシヤ	株式会社ヨシヤ	株式会社ユニオン	株式会社ユニオン	株式会社ヨシヤ	春野 祐介	有限会社ユニテッドネイション	谷口 高志	亀田 大輔	株式会社ヨシヤ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ヨシヤ	株式会社ヨシヤ	株式会社ユニオン	株式会社ユニオン	株式会社ヨシヤ	下関市彦島江の浦町四丁目五番一七号	下関市中之町一七号	下関市新垢田北町五番二六号	福岡県飯塚市大字明星寺六二の一	株式会社ヨシヤ
届出年月日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日
変更年月日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日
変更年月日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日
変更年月日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日	平成十九年二月十五日

四 届出年月日  
平成十九年二月十五日  
五 変更年月日  
平成十九年二月十五日  
五 変更年月日  
平成十九年二月十五日

(八八) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月二十三日  
山口県知事 二井 関 成  
事業の種類  
二井 関 成  
施行地区  
山口県知事 二井 関 成  
事業の種類  
二井 関 成

柳井市土地改良区  
水上田地区  
ため池の整備  
縦覧の期間  
平成十九年二月二十六日から同年三月十九日まで  
縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(八九) 県営三見河内地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営三見河内地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。  
平成十九年二月二十三日  
山口県知事 二井 関 成

縦覧に供する書類  
県営三見河内地区中山間地域総合整備事業計画書の写し  
縦覧の期間  
平成十九年二月二十六日から同年三月十九日まで  
縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(九〇) 県営長門地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営長門地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。  
平成十九年二月二十三日  
山口県知事 二井 関 成

縦覧に供する書類  
県営長門地区中山間地域総合整備事業計画書の写し  
縦覧の期間  
平成十九年二月二十六日から同年三月十九日まで  
縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成十九年二月二十三日印刷  
發行

發行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)